

恵庭市営駐車場における指定管理者制度導入に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討にあたって、民間事業者（企業・NPO法人等）から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施する調査です。

2 調査の目的

恵庭市自動車駐車場は、市内の6か所で運営していますが、いずれの駐車場も供用開始から相当の月日が経過しており、機器の劣化や摩耗が著しい状況です。また、情報技術の進歩により民間駐車場においては、多様な駐車場サービスが提供されています。

そのため市では、現在直営で行っている駐車場の管理運営について、指定管理者制度への移行を検討することとしていることから、当該施設における民間活力の活用や市民サービス向上等に資する管理運営や供用の在り方について、民間事業者の皆様からご意見を伺いたいと考えています。

3 調査対象施設の概要

	対象施設	収容台数	供用開始
①	恵庭駅東口駐車場	105台	平成19年10月1日
②	恵み野駅東口駐車場	125台	平成19年12月1日
③	島松駅横駐車場	109台	平成19年12月1日
④	恵み野跨線橋高架下東駐車場	72台	平成21年1月1日
⑤	恵み野跨線橋高架下西駐車場	73台	平成21年1月1日
⑥	恵庭駅西口駐車場	83台	平成22年11月1日

料金	○入場してから30分を経過するまで 無料
体系	○入場後30分を経過した時刻から1時間を経過するまでごと 100円 ※ただし、1日につき500円を上限。 ○プリペイドカード（1,000円、3,000円）と定期券（5,000円/月）

※その他詳細は別紙1を参照ください。

4 実施スケジュール案

内容	実施時期
対話実施の公表	令和4年12月1日（木）
対話参加の申込み	令和4年12月8日（木）～令和5年1月13日（金） ※質疑書の提出は、12月22日（木）まで
質疑書への回答	令和4年12月26日（月）
資料提出	令和5年1月13日（金） 17時まで
対話の実施	令和5年1月23日（月）～1月27日（金）
結果の公表	令和5年2月中旬（予定）

5 対話までの流れ

(1) 対象施設の見学（任意）

【見学にあたっての条件】

- ・一般利用者の利用に支障が出ないように、注意してください。
- ・写真撮影は、自社資料にとどめることを条件に可能とします。
- ・見学範囲は、一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。

(2) 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までに次の宛先へご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

【申込期間】 令和4年12月8日（木）～令和5年1月13日（金）

(3) 資料の提出

提案内容に関する資料（任意様式）を作成し、Eメールに添付の上、期日までにご提出ください。受信した旨のメールを返信します。

【提出期限】令和5年1月13日（金）17時までとします。

(4) 質疑書の提出

本実施要領に関して質疑がある場合は、別紙3「質疑書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までにご提出ください。なお、回答は質疑書の提出から概ね3営業日以内に、市ホームページにおいて行います。

【提出期限】令和4年12月22日（木）17時までとします。

(5) 対話の実施

知的財産等保護の観点から、対話は個別に実施します。

【日時】令和5年1月23日（月）から1月27日（金）までの期間で、30分から1時間程度（対話参加の申込み受付後、別途調整いたします）。

【場所】恵庭市役所本庁舎の会議室等を予定しております。

6 調査の概要

(1) 対象者

事業主体となる可能性がある団体又はそれらを構成員とするグループ等

(2) 施設の管理運営方法等に係る市の考え方

ア 現状

当該施設は、公共交通や自転車等を機軸としたJR3駅を中心とした「集約型都市構造」の形成及びJR3駅の都市機能強化に対応した「コンパクトで持続可能なまちづくり」の実現を目的として整備されたものです。

イ 課題について

駐車場内設備の適切な更新による安定的な供用や料金支払時のキャッシュレス対応、定期利用申請の簡素化（現在は市の窓口での手続き）について課題があると考えております。

ウ 今後の方向性について

維持管理コストの低減及び市民サービス向上や利用者の増加等、施設の活性化や長寿命化を図るため、より良い管理運営方法を取り入れたいと考えております。

(3) 提案の前提条件

ア 指定管理期間 5年以上（令和6年4月1日から）

イ 事業スケジュール 令和4年度 サウンディング調査・条例改正

令和5年度 事業者選定

令和6年度 事業開始

7 対話内容

自らが管理運営の主体となることを前提とし、主に次の項目について、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。

その後、市側から質問をさせていただく形式で対話を実施いたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【主な対話項目】

1 施設の管理運営方法に関すること	(1) 管理運営の条件（利用料金制等）について (2) 料金体系について (3) 支払方法について（電子マネーの導入等） (4) 駐車場内設備の更新について (5) 駐車場内外の防犯対策について
-------------------	---

	(6) 自転車駐車場との一体的な管理について (7) 環境負荷の低減に係る取り組みについて (8) 自主事業等の実施について
2 地域に貢献できる事業等に関する事	(1) 当該施設の特性や当市の地域性をいかしたサービスの提供について
3 懸念事項に関する事	(1) 管理運営に当たり、懸念する事項等について

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らかの約束をするものではありません。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容については、提案者に事前に確認を行います。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者

イ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成4年公安委員会規則第9号）第

15条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

9 参考資料

- (1) 駐車場の施設平面図
- (2) 駐車場の収支計算書（過去3年分）

10 問い合わせ先・申込み先

連絡先：恵庭市生活環境部生活環境課

所在地：恵庭市京町1番地

電話番号：0123-33-3131

FAX：0123-33-3137

Eメール：seikatsukankyou@city.eniwa.hokkaido.jp